

島外の医療機関へ通院される方へ

利島村では、島外医療機関への通院にかかる交通費を助成しています。

利島村島外医療機関 通院交通費等支援事業

対象者:

利島に住所のある方で、島内での治療が困難であり、島外の医療機関へ通院および入院をする必要があると、事前に島内の医師が認めた者。※ただし、現に利島村に在住し、村税等の滞納が無い者に限る。

- 通院等に係る交通費・宿泊費として、1回の往復につき

7,000円を上限として助成します。

(島しょ間の通院については、領収書に基づき、実費の1/3相当額または7,000円のいずれか低い方の金額を助成いたします)

- 申請回数を一人**年6回**までとします。

※4月から3月までの一年間に申請できる回数です。

利島村難病者等医療通院支援事業

対象者:

利島に住所のある方で、国・都が指定する難病等（小児慢性疾患含む）助成認定者、身体・知的・精神障害者手帳認定者、島外の医療機関に2か月に1度以上の頻度で通院する必要があると、当該医療機関の医師により診断された者。

- 利島～本土間の移動に要する往復の船賃（東海・神新）航空運賃（東邦航空・新中央航空）宿泊費（1日10,000円を上限とし、2泊まで）の1/2相当額を助成します。

- 申請回数を**年10回**または**年間10万円**までとします。

※4月から3月までの一年間に申請できる回数です

申請の流れ

事前に利島診療所を受診し、証明欄に医師の記名がある証明書をもらう。

- ① ※証明書発行手数料は無料です（初診/再診料等は必要となります）。

※当助成は、利島診療所の医師により、島内での治療が困難であることが認められた場合に適用される助成制度となっています。そのため、**必ず島外の病院にかかる前に証明をもらってください。島外受診後の証明書発行はできません。**

- ② 島外の医療機関を受診し、領収書等を必ずもらう。

※診療を証明するものがないと申請できません。

- ③ 帰島したら、下記の書類等を持参のうえ、**受診から2か月以内に**役場住民課までお越し下さい。

- ・医師証明欄の記入された申請書
- ・受診した医療機関の領収書等
- ・助成金の振込先情報（未登録の方のみ）

申請の流れ

下記の書類をご用意の上、役場住民課へご来庁ください。

- ① 島外の医療機関へ通院したことを証する書類
- ② 医療機関への移動にかかった交通費のうち東海汽船・神新汽船・東邦航空・新中央航空の領収書
- ③ 宿泊費の領収書
- ④ 当該事業の対象者であることを証する書類

下記のいずれかの書類

- ・マル都医療券
- ・小児慢性疾患医療券
- ・障害者手帳
- ・通院する医療機関において発行された通院の必要性を証する書類※1

※1 申請日から数えて1年以内に発行されたものに限る。

- ② 住民課窓口にて、申請書をご記入いただき、上記書類の写しをご提出いただきます。

問合せ：利島村役場住民課 TEL:04992-9-0011まで